

2008年12月18日 全3頁

インサイダー取引規制の軽微基準を 追加する政省令

制度調査部
金本 悠希子会社の解散による資産額・売上高の減少が一定限度内であれば、適用対象外に

[要約]

- 12月5日に、6月に行われた金融商品取引法等の改正をうけた改正政省令が公布された（12月12日施行）。改正項目は多岐にわたるが、本稿ではインサイダー取引規制の軽微基準の追加について説明する。
- 金融商品取引法は、インサイダー取引規制の対象である「重要事実」に該当しても、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微な場合は、例外として規制対象から除外している（「軽微基準」）。
- 改正規定では、「重要事実」である「子会社の解散」について軽微基準が追加されている。具体的には、「子会社の解散」によるグループの資産額の減少が30%未満、かつグループの売上高の減少が10%未満であれば、「重要事実」に該当しないとされている。

（注）本稿は、政省令案段階で作成した拙稿「インサイダー取引規制の軽微基準を追加する政省令案」（2008年10月8日付 DIR Legal and Tax Report）の確定版である。

1. はじめに

○2008年6月6日、金融商品取引法等を改正する法律が可決・成立した（公布は2008年6月13日）。改正点は多岐にわたっており、以下の点が主な改正点である。

- ①プロ向け市場の創設
- ②ETF（上場投資信託）等の多様化
- ③証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し
- ④利益相反管理体制の構築
- ⑤銀行・保険会社等の業務範囲の見直し
- ⑥課徴金制度の見直し

○2008年12月5日に、この改正を受けた改正政省令の一部¹が公布された。

¹ 今回公表された改正政省令は、2008年12月12日に施行される部分である。公布から1年以内に施行される、③証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し、④利益相反管理体制の構築に関する部分は含まれていない。金融庁HP（<http://www.fsa.go.jp/news/20/20081202-1.html>）参照。

○改正政省令では、上記①～⑥以外についても以下の個別項目について規定されている。

- ①インサイダー取引規制の軽微基準の追加（子会社の解散）
- ②業者の書面交付義務の緩和
- ③関係外国運用業者による発注について適用除外を拡大
- ④外国投資信託・外国投資法人の届出義務の緩和
- ⑤EDINETの登録届出手続きの見直し

○本稿では、これらの改正政省令のうち、「①インサイダー取引規制の軽微基準の追加（子会社の解散）」に関する部分について説明する。

2. インサイダー取引規制の軽微基準の追加（子会社の解散）

(1) インサイダー取引規制の軽微基準

○金融商品取引法はインサイダー取引を規制しており、上場会社等の「重要事実」を一定の方法で知った「会社関係者」は、その公表前にその上場会社等の株式等を売買することは、原則として²禁止される（金融商品取引法 166 条）。

○ただし、「重要事実」に該当しても、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微な場合は、例外として禁止されない（「軽微基準」）（金融商品取引法 166 条 2 項）。

○たとえば、「重要事実」には、会社の業務執行機関が株式無償割り当ての決定をしたことが含まれる（金融商品取引法 166 条 2 項 1 号ホ）が、これについては「軽微基準」として、「株式無償割り当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が 0.1 未満であること」が定められている（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下、有価証券取引規制府令）49 条 2 号）。

○したがって、仮に会社の業務執行機関が株式無償割り当ての決定をしたとしても、その無償割り当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が 0.1 未満であれば、「重要事実」に該当せず、インサイダー取引が例外的に禁止されないこととなる。

(2) 軽微基準の追加

○インサイダー取引規制の「重要事実」には、その上場会社等の子会社の業務執行機関が、解散（合併による解散を除く）を決定したこと等³も含まれる（金融商品取引法 166 条 2 項 5 号へ）。そして、改正前の規定では、この「重要事実」については、「軽微基準」は規定されていなかった。

² 新株予約権を行使することにより株券を取得する場合や、「会社関係者」同士の間で相対で売買する場合や、「重要事実」を知る前に締結した契約の履行として売買する場合などは、例外として禁止されない（金融商品取引法 166 条 6 項）。

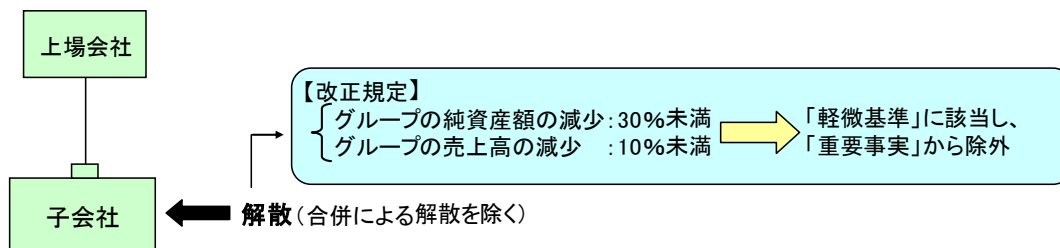
³ 解散を公表した後、解散を行わないと決定したことも含む。

○この子会社の解散に関しては、実際に、インサイダー取引規制違反で課徴金納付命令が行われたというケースがある⁴。その具体的な内容は、上場会社 A 社の執行役員が、その子会社が解散を行うことについて決定した事実をその職務に関して知り、その事実が公表される前に A 社の計算において A 社株式を買い付けた（つまり、自己株式取得を実施した）というものである。

○改正有価証券取引規制府令では、子会社の解散（合併による解散を除く）という「重要事実」について、「軽微基準」が追加されている（改正有価証券取引規制府令 52 条 1 項 5 号の 2、2 項 5 号の 2）。

○この「軽微基準」の具体的な内容は、以下のいずれの条件も満たすことである。

- ①解散（合併による解散を除く）による所属企業グループの**資産の減少額**が、最近事業年度末日における純資産額の **30%未満**と見込まれること
- ②解散予定日の含まれる事業年度、及び翌事業年度のいずれにおいても、解散による所属企業グループの**売上高の減少額**が、所属企業グループの最近事業年度の売上高の **10%未満**と見込まれること



○この改正規定の下では、子会社が解散を決定したとしても、グループの資産額の減少が 30%未満で、かつ、グループの売上高の減少が 10%未満であれば、「重要事実」に該当せず、インサイダー取引規制の対象外となる。

3. 施行日

○この改正政省令は、2008 年 12 月 12 日から施行されている（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。

⁴ 金融庁 HP (<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070330-7.html>) 参照。